

薬生食輸発0226第1号  
令和3年2月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(インド産メボウキの種子(バジルシード)のアフラトキシン及びベトナム産  
にんじんのヘキサコナゾール)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：  
令和3年2月15日付け薬生食輸発0215第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、インド産メボウキの種子(バジル  
シード)からアフラトキシン、ベトナム産にんじんからヘキサコナゾールを検出  
したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係  
事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のインドの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の項目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受けること を命ずる具体的理 由
メボウキの 種子(バジル シード)	-	総アフラト キシン(ア フラトキシ ンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によ ること。	平成23年8月16日付け 食安発0816第2号「総 アフラトキシンの試 験法について」による こと。	総アフラトキシン が10µg/kgを超え て付着しているお それがあるため。

を追加し、

2. 別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物性医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加する。